

財形年金預金

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	財形年金預金 (期日指定定期預金方式、1年未満はスーパー定期預金)																						
2. 販売対象	・財形年金預金取扱契約先企業にお勤めの方 ただし、契約時満55歳未満であることが必要です。																						
3. 期 間	・5年以上 最終預入日から6ヵ月以上5年以内の据置期間が必要です。 積立期間・据置期間での払戻はできません。																						
4. 預 入	預入方法	・給与・賞与からの天引預入 ・預入毎に自動継続式期日指定定期預金を作成します。ただし、預入日から年金元金計算日(支払開始日の3ヵ月前応答日)までの間が1年未満の時はスーパー定期預金を作成します。また、特定日(年金元金計算日前1年毎の応答日)からの期間が2年超の期日指定定期預金は満期が到来したものとして1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。 ・年1回以上の預入が必要です。																					
	預入金額	・100円以上																					
	預入単位	・100円単位																					
5. 払戻方法	満60歳以降、5年以上20年以内の期間にわたり3ヵ月毎に当組合のご指定口座に振込みます。																						
6. 利 息	適用金利	・お預入毎の当組合所定の利率を約定利率として適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。																					
	利払方法	・最長預入期限が到来した定期預金の利息は継続される定期預金の元金に組入れます。																					
	計算方法	・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算																					
7. 税 金	・マル財利用で財形住宅と財形年金合算で550万円を限度に利息は非課税となります。 ・非課税限度額を超える場合は元本全額の利子に20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・年金以外で払戻した場合、過去5年間にわたり遡及課税されます。ただし、年金の払戻し開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。																						
8. 手数料	—																						
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により2年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払 ・中途解約一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お預入期間</th><th>期日指定方式</th><th>スーパー定期預金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>2年以上の約定利率×40%</td><td>2年以上の約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td><td>2年以上の約定利率×50%</td><td></td></tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td><td>2年以上の約定利率×60%</td><td></td></tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td><td>2年以上の約定利率×70%</td><td></td></tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td><td>2年以上の約定利率×90%</td><td></td></tr> </tbody> </table>		お預入期間	期日指定方式	スーパー定期預金	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%	2年以上の約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×50%		1年6ヵ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%		2年以上2年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×70%		2年6ヵ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%	
お預入期間	期日指定方式	スーパー定期預金																					
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																					
6ヵ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%	2年以上の約定利率×40%																					
1年以上1年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×50%																						
1年6ヵ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%																						
2年以上2年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×70%																						
2年6ヵ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%																						
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。																						
11. その他参考となる事項	・一人一契約に限ります。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。																						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(TEL03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁																						

	護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	--

(以上)